

「公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の 学術協力の推進に関する協定書」が調印される

公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会は、それぞれ医療と獣医療を専門職域とする医師・獣医師によって構成される公益団体であり、両団体は、人と動物の健康の増進を通じ、国民の生活向上に貢献する使命を担ってきた。

今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめとする多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や、食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会を構築することが求められており、このような社会状況に鑑み、平成25年11月20日、明治記念館「梅の間」において、多数の報道関係者出席のもと、公益社団法人日本医師会と本会における学術協力の推進に関する協定書の調印式が執り行われた。概要は次のとおり。

「公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の学術協力の推進に関する協定書」調印式の概要

I 日 時：平成25年11月20日(水) 17:00～18:00

II 場 所：明治記念館「梅の間」

III 出席者

1 公益社団法人日本医師会

会 長 横倉義武

常任理事 小森 貴

2 公益社団法人日本獣医師会

会 長 藏内勇夫

学術・教育・研究担当理事 酒井健夫

専務理事 矢ヶ崎忠夫

3 そ の 他

日本医師会、日本獣医師会、報道機関の各関係者

IV 概 要

【開 会】

調印式は、本会矢ヶ崎専務理事の進行により開式した。

【開会挨拶(大要)】

〈公益社団法人日本医師会 横倉義武会長〉



中国では鳥インフルエンザ、H7N9が発生しており、本年4月には新型インフルエンザ対策特別措置法が施行されました。感染症はインフルエンザに限らず動物由来のものも多く人獣共通感染症の対策の必要性が改めて認識されています。昨年10月に102カ国の

医師会が加盟する世界医師会と世界獣医学協会が動物由来感染症対策、食の安全の向上等のために協力関係を構築する覚書を締結いたしました。このような状況を受



図1 調印式風景

け、我が国においても獣医師と医師との連携並びに協力的体制を強固なものとし、もって安心安全な社会の構築に向け、本日、日本獣医師会と日本医師会は学術協力の推進のための協定書を結ぶ運びとなりました。日本医師会においてもこれまで動物由来感染症ハンドブックの発行等、人獣共通感染症対策の普及啓発に努めてきましたが、本日の協定書の締結を新たな第一歩として、今後は獣医師会との協力関係のもと、具体的な協議を進め、実効ある対応を図ってまいりたいと思います。ご臨席の関係者の方々におかれましては、ご理解ご支援をお願い申し上げます。

〈公益社団法人日本獣医師会 藏内勇夫会長〉



このたび日本医師会と獣医師会が学術の分野において包括的な協定を結ぶことができたことは大きな喜びであり、今後は医師会と連携をし、人と動物さらには環境の健康を守るために尽力したいと考えています。特に横倉会長、小森



図2 協定書に署名
(左より、横倉日本医師会会長、藏内日本獣医師会会長、
後方、酒井日本獣医師会学術・教育・研究担当理事)



図3 協定書署名公表
(左より、小森日本医師会常任理事、横倉日本医師会
会長、藏内日本獣医師会会長、酒井日本獣医師会学
術・教育・研究担当理事)

常任理事はじめ医師会の関係者の方々に前向きに取り組
みいただいたことが、協定を結ぶ運びに至ったものであ
り、ご尽力いただいた関係皆様にお礼申し上げる次第で
す。日本獣医師会も動物の健康を守ることで人の健康を
守るという取り組みを行ってまいりました。先にお話の
あった人と動物の共通感染症、鳥インフルエンザや狂犬
病等、悪性伝染性疾病に対する水際対策等国内での発生
防止のため、本会としても努力を積み重ねてきたところ
です。しかし、近年の国際化やグローバル化する社会
で、人間と動物に対する感染症の脅威は高まりをみせて
おり、獣医師会と医師会の連携を緊密にすることが必要
不可欠であると思います。今回の協定の締結を機に、人
と動物と環境の健康な我が国を構築していきたいと考
えております。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

【協定書の署名】

2通の協定書にそれぞれ両会長が署名し、固い握手が
交わされ、出席者からの大きな拍手につつまれた。

【記者会見】

署名後、大要次のとおり記者会見が行われた。

質疑1：今後、どのような具体的な取り組みを考えてい
るか。

横倉会長：多くの国民がペットを飼育されているが、動
物の疾病が人へ感染する際の早期のチェックが可能と
なる。鳥インフルエンザ等、動物由来の感染症は動物
に感染している段階で情報を交換し、共通の情報を活
用して人への感染を防止したい。また、最近多いウイ
ルス疾患については、ワクチンの早期開発にもつなが
ると思われる。一方、今後、研修も共同で企画したい。

藏内会長：今横倉会長の言われたことを本会もしっかり



図4 両会長が握手

対応していきたい。まず医師会と獣医師会の持っている
情報は必ずしも同一ではないので、それぞれの専門
的、特殊な情報、技術を共有したい。できれば講師を
お招きして特定疾病の講演会を催したり、研鑽を重
ね、さらに疾病が発生したときのことを想定しての訓
練も重要である。都道府県単位でも医師会と獣医師会
の連携の強化を図っていきたい。日本獣医師会は55
の地方会へ要請指導を行いたい。

質疑2：定期的に学術研究会等を開催する予定はあるの
か。

横倉会長：具体的に計画を進めていきたい。医師会も獣
医師会も都道府県に組織を持ち、共通しての取り組み

が可能である。県単位でも獣医師会との連携をスタートさせたい。まず我々の地元である福岡県あたりから対応したい。

藏内会長：横倉会長と私は隣の市の出身であり、元は福岡県医師会と福岡県獣医師会のそれぞれ会長という立場で、県主導で組織された公衆衛生協議会の会長を横倉会長が、理事を私が務め、福岡県民の公衆衛生や健康問題に取り組んできた。まず福岡県から協定を結んでいただきたいし、現在その準備が進められている。

【閉会挨拶(大要)】

〈公益社団法人日本医師会 小森 貴常任理事〉



人畜共通感染症は様々ありますが、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザは、鳥から人という状況であり、変異を起こして、突然病原性、感染性が強まるということがあります。H7N9は現在中国で発生しており、H5N1は様々な形で全世界に広まっています。日本医師会はWHO、様々な保健機関、世界の医師会と連携しながら、情報を収集しております。日本獣医師会も世界獣医学協会との連携をしております。早く正確な情報をともに共有することは、国民の健康を守るために極めて重要です。また狂犬病は我が国ではありがたいことに獣医師の先生方のご尽力により近年発生はないため、

国民に忘れられていますが、ワクチンの接種率は低下している事実があります。ペットの飼い主は患者として病院へ来られますが、医師も患者を診たことがない状況です。改めて研修をし、獣医師のもとでワクチンを打っていただくよう広報の手伝いを行いたいと思います。また本疾病は近隣諸国、先進諸国で猛威を振るっており、国民、飼い主の意識の向上に協力を具体的に進めてまいりたいと思います。

〈公益社団法人日本獣医師会 酒井健夫学術・教育・研究担当理事〉



「マンハッタン原則」は、いわゆる人と動物と環境、このトライアングルの連携によって、人、動物、環境の健全性が保持できるという概念のもと、昨年、世界医師会と世界獣医学協会の間で協定が締結されました。古代から人と動物は密接な関係があり、しかも獣医師が活躍している食品衛生、環境衛生、食肉衛生検査、狂犬病対策等、いずれも人の健康のために行っております。これを契機に人と動物が安全で安心して暮らせる社会を構築するため、両会が邁進することは、大変意義のある第一歩と考えます。国民の皆様と動物達の健康を守るため、両会が今後連携していくことにご理解ご支援をお願いします。

公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の 学術協力の推進に関する協定書

公益社団法人日本医師会（以下「甲」という。）並びに公益社団法人日本獣医師会（以下「乙」という。）は、それぞれ医療及び獣医療を専門職域とする医師及び獣医師によって構成される公益団体であり、人と動物の健康の増進を通じ、国民の生活向上に貢献する使命を担っている。

特に今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめ多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会を構築することが求められている。

一方、近年、世界の医療及び獣医療等関係者の間でマンハッタン原則に基づく「One World, One Health」の理念が普及し、人と動物、さらには環境の健康を増進する上で、関係者の緊密な協力関係を

構築することが不可欠となっている。

さらに、2012年10月に世界医師会（WMA）と世界獣医学協会（WVA）は、この「One World, One Health」の理念に基づき、協力関係を構築する旨の覚書を締結した。

このような社会状況に鑑み、甲及び乙は、ここに学術協力の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の学術協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲及び乙は、安全で安心な社会を構築する

ため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・協働するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の理念に基づき、両者が必要とする学術情報を可能な限り相互に提供する。
- 3 甲及び乙は、両者による課題別及び体系的活動の推進を図るものとする。
- 4 甲及び乙は、全国レベル並びに地域レベルにおける、医師及び獣医師の交流を促進する。

(協 議)

第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定めるものとする。

(協定の更新)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがないと

きは、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 〒113-8621

東京都文京区本駒込2-28-16
公益社団法人日本医師会
会 長 横 倉 義 武

乙 〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル西館23階
公益社団法人日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫